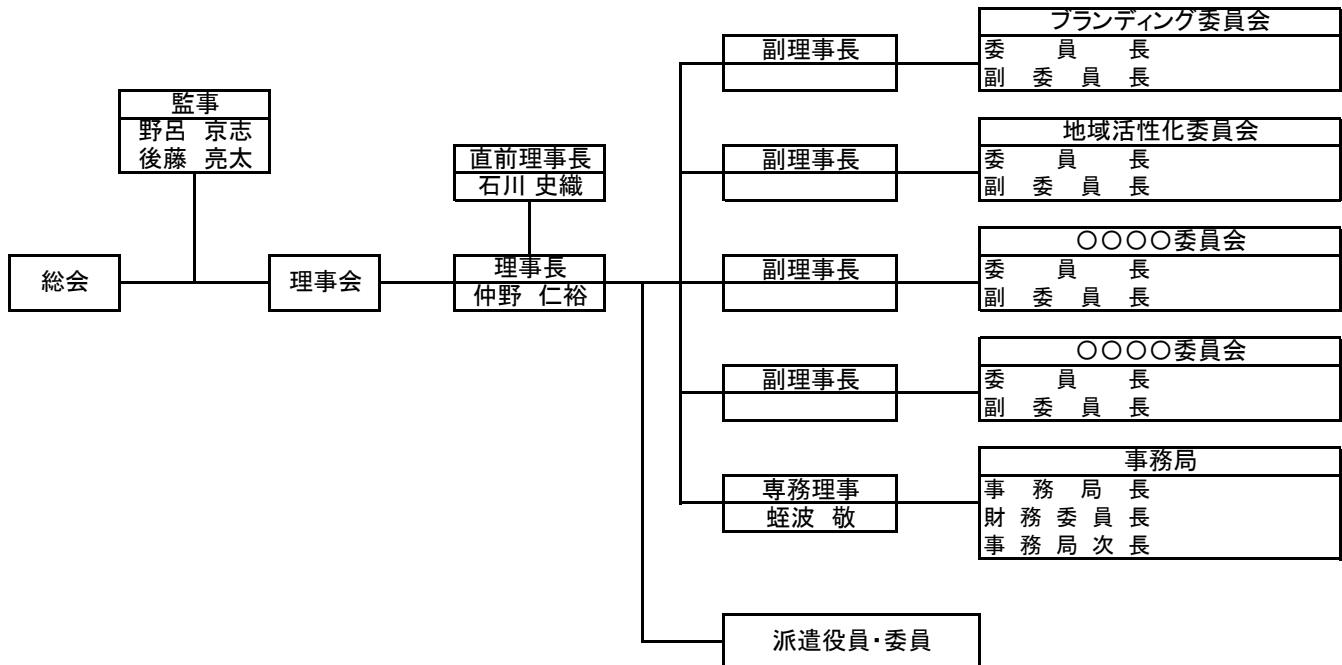


一般社団法人四日市青年会議所 2025年度 組織図(案)



一般社団法人四日市青年会議所の委員会にプランディング委員会、地域活性化委員会、○○○○委員会、○○○○委員会を設置する。併せて本会議所の運営規程を以下の通り変更する。

運営規程

第三章 委員会

第4条 本会議所定款第47条に基き次の委員会を設置する。
委員会は、その性格、内容等に応じて室に分類される。

1. 事務局
2. プランディング委員会
3. 地域活性化委員会
4. ○○○○委員会
5. ○○○○委員会
6. その他特別委員会（複数可）

第5条 事務局は、本会議所の運営を円滑に行うことを目的とし、定款並びに諸規程の検討、会員の出席の把握、文書管理、事務連絡、事務局職員の管理、褒賞等庶務を総括するとともに、財務担当者を置き、資金計画、財政計画、経理処理、会計手続き、決算書作成等財務に関する一切の事項を処理する。また、本会議所PR活動を積極的に行い、その記録等の維持管理を行う。

第6条 プランディング委員会は、本会議所の会員拡大を目的とする。会員拡大窓口及び新入会員研修を担い、新入会員や入会候補者の情報を各委員会から収約、共有し、多様な価値観を持つ持続可能な組織に必要不可欠な新入会員を発掘する。また、新入会員も含め会員の資質を高め組織としてのプランディングをより強固なものにする。

第7条 地域活性化委員会は、多角的な視点から地域の活性化に寄与し、笑顔溢れる豊かなまちを創造することを目的とする。未来を担う健全で心豊かな青少年や地域の人財の育成、まちの活性化を目的とした事業、調査研究、研修会、討論会、セミナー等を開催する。また、青少年育成基金サルビア基金の事務局を担当し、関連事業が円滑に実施されるよう努める。